

北上市告示甲第4号

北上市食料品価格高騰対応給付事業実施要綱を次のように定める。

令和8年2月5日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市食料品価格高騰対応給付事業実施要綱

(目的)

第1 この告示は、食料品の価格高騰に際し、市民に与える負担の影響に鑑み、臨時的な措置としての食料品価格高騰対応給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、市民の負担の軽減を図ることを目的とする。

(給付対象者)

第2 給付金の支給の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、令和8年1月23日（以下「基準日」という。）において市の住民基本台帳に登録されている者（転入をした者にあつては基準日までに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による届出をした者、出生した者にあつては基準日までに戸籍法（昭和22年法律第224号）第49条の規定による届出がなされた者に限る。）とする。

(給付金の額)

第3 給付金の額は、1人当たり5,000円とする。

(受給権者)

第4 給付金を受給できる者（以下「受給権者」という。）は、給付対象者の属する世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯員がいる場合はその中から選ばれた者を受給権者とし、他の世帯員がいない場合は当該世帯主の相続人のうち相続を代表する旨の申出があつた者を受給権者とする。

2 配偶者からの暴力を理由に避難している者その他住所地と異なる居所を有する特別な事情があると市長が認める者（以下「要支援者」という。）は、前項本文の規定にかかわらず、受給権者とする。この場合において、要支援者が属する世帯の世帯主は、当該要支援者に係る給付金を受給することができないものとし、要支援者に対する支給の取扱いについては、市長が別に定める。

(支給の申込み)

第5 市長は、受給権者に対し給付引換券により給付金の支給の申込みを行うものとする。

2 前項の規定により支給の申込みを受けた受給権者（第4第1項ただし書きの規定

により受給権者となった者を含む。以下同じ。)は、前項の規定による申込みを受けたときは、受給を希望しない旨の申出をすることができる。

(支給の方法)

第6 第5第1項の規定により支給の申込みを受けた受給権者は、給付金の支給を受けようとするときは、次のいずれかの方法から受給方法を選択することができる。

- (1) 市長が指定する現金自動預払機から払出しを受ける方法
- (2) 市長が指定する電子マネー(金銭に代えて電子機器その他の物に記録された情報(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第3条第5項に定める第三者型前払式支払手段その他これらに類する方法により、電子的方法をもって記録された情報をいう。)であって、金銭的価値を持つものをいう。)により、給付金の額に相当するポイント等を受け取る方法
- (3) 受給権者が指定した金融機関の口座への振込を受ける方法

(支給手続)

第7 第6第1号の方法により給付金の支給を受けようとする受給権者は、給付引換券に記載する手続に従って電子メールアドレスを登録し、当該メールアドレスに通知する確認番号等を現金自動預払機に入力することにより、払出しを受けるものとする。

2 第6第2号の方法により給付金の支給を受けようとする受給権者は、給付引換券に記載する手続に従って電子メールアドレスを登録し、当該メールアドレスに通知するクーポンコード等を利用することにより、給付金の額に相当するポイント等を受け取るものとする。

3 第6第3号の方法により給付金の支給を受けようとする受給権者は、口座振込申出書により、振込を受ける金融機関の口座の指定を市長に申し出るものとする。

(支給の取扱い)

第8 第5第1項の規定により支給の申込みを受けた受給権者が、令和8年6月30日までに第7第1項の規定により払出しを受け、第7第2項の規定によりポイント等を受け取り、又は第7第3項の規定により申出をしないときは、給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 第7第3項の規定により受給権者が指定した金融機関の口座の解約若しくは変更による振込不能、口座振込申出書の記入の誤り等により、市が確認等に努めたにもかかわらず、受給権者の責に帰すべき事由により令和8年8月31日までに支給ができなかったときは、給付金の受給を辞退したものとみなす。

3 第5第1項の規定により市長が申し込みをした給付引換券を用いて第7第1項の規定による払出し又は第7第2項の規定によるポイント等の受け取りがあったときは、当該申し込みを受けた受給権者が給付金の支給を受けたものとみなす。

(事業の委託)

第9 市長は、必要があると認めるときは、適当と認める者に給付事業の実施を委託することができる。

(不当利得の返還)

第10 市長は、給付金の支給を受けた後に受給資格者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(補則)

第11 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。